

(施策に対する意見の反映)

第22条 府は、食の安心・安全の確保に関する施策に府民及び食品関連事業者の意見を反映させるため、府民、食品関連事業者及び府が意見の交換をする機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(趣旨)

食の安心・安全に関し、府民参画の推進の観点から、府民や食品関連事業者との意見交換や情報交換を行い、府民や食品関連事業者が意見や要望を述べる機会の確保に府が努めることを明らかにしています。

(解説)

この条例では、食の安心・安全の確保を、生産者から消費者まで府民全体で支える仕組みをつくることを目的としており、情報の共有化を基礎とした府民参画の推進が必要不可欠です。

府民参画の一環として、消費者としての府民及び食品関連事業者(農林漁業者を含む。)の意見を府の施策に反映させることにしており、このための府民意見交換会などの取組を積極的に行うことを本条で定めています。

なお、本条以外に第5条でも、府民等の意見を施策に反映させる規定を設けています。

第5条

- 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 知事は、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく食の安心・安全の確保に関する施策の実施状況を取りまとめるとともに、当該実施状況について審議会の評価を得た上で、当該実施状況及び評価の内容を公表するものとする。

これらの取組を、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションの一環として積極的に推進することとしています。

※ 「食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション」とは

食の安心・安全に関する課題(リスク)について、関係者に対して可能な限り情報を開示し、ともに考えることにより、解決の道筋を探すこと。